

2019年11月12日

消費者庁所管の「内部通報制度認証」に登録

－ コンプライアンス経営の強化への取り組み －

三井住友建設株式会社（東京都中央区佃二丁目1番6号 社長 新井 英雄）は、当社内部通報制度の「iメッセージ（内部通報制度）」が、2019年11月1日付で消費者庁所管の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」（以下、WCMS^(※1)認証）に、ゼネコンで初めて（事業者として30社目）登録されました。

WCMS認証は、コンプライアンス経営の推進や健全な事業遂行の確保に向けた、内部通報制度に関する自己評価認証制度です。事業者が自らの内部通報制度を評価し、認証基準^(※2)に適合している場合、事業者の申請に基づき指定登録機関が申請内容を確認し、自己適合宣言登録事業者として登録します。



【内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）に基づく登録マーク（WCMSマーク）】

(※1) 「Whistleblowing Compliance Management System」の略

(※2) 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」

(2016年12月9日消費者庁)に基づく内部通報制度認証基準

当社では、役職員等より、三井住友建設グループの会社内あるいは業務に関連して行われている、もしくは行われるおそれがある違法行為、または不正行為に関する通報・相談の受付、およびその適正な調査等の仕組みを定め、三井住友建設グループ共通の制度として、「iメッセージ（内部通報制度）」を運用しております。

これにより、違法行為・不正行為の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の更なる強化に取り組んでまいります。

■お問い合わせ先

本件についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

三井住友建設株式会社

〒104-0051 東京都中央区佃二丁目1番6号

広報室 平田 豊彦

TEL:03-4582-3015 FAX:03-4582-3204

以 上